

第 8 回庄原市行政経営改革審議会 会議録（摘録）

- 1．開催日時 平成25年12月 4 日（水）
開 会：10時00分
閉 会：12時10分
- 2．開催場所 庄原市役所 5階 第2委員会室
- 3．出席委員 野原建一 委員（会長） ・ 山内文雄 委員（副会長）
荒木和美 委員 ・ 光永義則 委員 ・ 栗部秀道 委員
八谷るりこ 委員 ・ 佐藤浩子 委員 ・ 小田恵子 委員
今村舞由美 委員
- 4．欠席委員 正木みどり 委員 ・ 齊森大助 委員
- 5．出席職員 企画課長 兼森 博夫
自治振興課自治振興係長 宮崎 孝記
自治振興課まちづくり定住推進係 宮地 有為
企画課政策推進係長 中田 博章
企画課政策推進係 横山 敬之
企画課政策推進係 出口 聡
- 6．傍聴者 なし
- 7．会議次第 別紙のとおり
- 8．会議経過 別紙のとおり

第 8 回庄原市行政経営改革審議会次第

平成 25 年 12 月 4 日（水）
庄原市役所 5 階第 2 委員会室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議事

「第 2 期庄原市行政経営改革大綱」の策定について

(1) 答申素案の検討について

・「指定管理者制度のチェック体制の構築」について【資料 No.19 -1】

・「生活交通対策とスクールバス事業等の適正化」【資料 No.20 -1】

・「市役所事務事業の適正化」【資料 No.21 -1】

(2) 検討項目の審議について

・「まちづくり基本条例の実践」【資料 No.23】

・「市民への適切な情報提供と参画機会の拡大」【資料 No.24】

・「自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進」【資料 No.25】

4. その他

・平成 25 年 12 月 13 日（金）午前 10 時から 庄原市役所 5 階第 1 委員会室

5. 閉 会

会 議 経 過

1. 開 会

2. 会長あいさつ

第8回行政経営改革審議会となります。本日は、答申素案の検討について審議の後、まちづくり基本条例について議論をいただきたいと思いますが、大変重要な課題であるので、よろしくお願ひしたい。

3. 報告

- ごみ処理施設管理費の推移等について、資料により事務局が説明 -

委 員：施設管理費の一覧には、庄原市の全施設が網羅されているのか。

事務局：決算統計上の分類によるので、決算統計の集計対象となっている施設のみの掲載である。

委 員：保育所運営に約13億円もの費用を要しており、第1期大綱では指定管理者制度導入に関する方針が掲載されていたが、今後、どのような方針で進めていくのか大きなテーマであると考えている。

事務局：第1期大綱で定めた方針による指定管理者制度の導入や再配置は、当面、終了したと考えている。今後は、施設管理の一般的な掲載項目の中で、運営のあり方を検討することとなると考えている。

委 員：すべて指定管理者制度の導入した方がいいとは思わないが、今後の保育所の運営方針について、第2期大綱においても記載すべきである。また、休校施設についても方針を記載すべきである。

事務局：「保育所の運営のあり方について方針を示すこと。」との記載及び「休校施設の利活用及び処分の方針について」答申に掲載することとする。

4. 議事

(1) 答申素案の検討について

「指定管理者制度のチェック体制の構築」について【資料 No.19-1】、「生活交通対策とスクールバス事業等の適正化」【資料 No.20-1】、「市役所事務事業の適正化」【資料 No.21-1】について資料により事務局が一括説明

委 員：生活交通対策について、総括的意見中、「208,479千円」とあるのは、補助金のみの額であり、委託料等を含めた生活交通対策に総費用を掲載すべしである。

具体的な対応として、デマンドタクシーへの転換の推進が掲げられているが、デマンドタクシーで便数も減少することになり生活交通にとってベターな方向なのか疑問である。

毎年の地域公共交通会議では、利用者が減るから減便となり、その延長上では路線バスを廃止しタクシーに切り替えるという事務局案であり、建設的な議論ができていない。また、利用者は減っているのに補助金の額は増えており、平成27年度までに2億円に抑制するとの説明であったが、いまの手法では不可能であり、市民を巻き込んだ具体的方策を掲載すべきである。

例えば、安芸高田市では、会員登録を義務付け、会費を徴収し、半強制的に利用を促すような仕

組みを作っており、主管課で議論を行ってほしい。

会 長：デマンド交通も自治体によって色々な手法があり、議論の成果を出すのは難しいと思う。空気を運ぶのではなく、人間を運ぶということでデマンド型交通が評価されている状況にあるが、これが果たして市民のニーズに Corresponding しているのかということが課題である。また、デマンド型交通を維持するのであれば、住民も相応の負担を行ってもいいのではないかと意見であるが、皆さんいかがお考えか。

委 員：本当に困っている一人暮らしの高齢者は、自己負担をしてでも利用しやすい制度を構築してほしいという気持ちではないか。

会 長：市民のニーズを的確に把握し、積極的にデマンド型に転換を図るのであればいいと思う。

委 員：予約制のデマンド型へ既に転換している地域の満足度はどうか。

事務局：デマンド型については、主管課が本日出席していないため分かりかねるが、市民タクシーについては、具体的な調査を行った訳ではないが自治振興区が事業主体であり、決められた日ではあるが、家の前から目的地までを送迎し、市が補助しており一定の評価はいただいていると思う。

会 長：予約の手続きの関係で煩雑であるなどの苦情はないか。

事務局：導入当初には不慣れな点があるが、軌道に乗ればそれほど負担にはなっていないと感じており、活用されている方には非常に有効であると思う。

委 員：デマンド型では、なんとか交通の便を確保することはできるが、予約制であり都合が合う利用者はいいが、路線バスであれば一日に数便あり、便数という面ではかなり減ってしまう。

この項目は、しっかり議論しないと、現在の素案では、ほとんどの項目が不十分であり、これでは生活交通は良くなれないと思う。

会 長：路線バスであれば、乗降調査が可能であるがデマンド型では、そのような調査が難しく何らかの手法で利用者に聞き取り調査が必要である。

事務局：旧市町を結ぶ幹線はバスで、旧市町地域内をデマンド型というのが基本である。デマンド型にも色々な形態があり庄原、西城、東城は、自治振興区が事業主体となる市民タクシーであり、他の地域は市が事業主体で委託事業として実施している。

路線数は減っているのに、なぜ補助金が遡増しているのか要因を分析する必要があると考えているが、まだ、市内部でも議論が深まっていない。

委 員：市内部で再編計画はこれでいいのかという方針をしっかりと出していただき、ただ単に経費を削減すればいいということではなく、行政経営改革という視点で書き込んでほしい。

委 員：運賃はどのような体系になっているのか。

事務局：運賃体系は、デマンドタクシーという名称であるがバスのように乗車人数ごとに料金がかかる制度となっており、詳しくは資料の「生活交通の現状と取組実績」に掲載している。

委 員：現在の再編計画では、経常収益率3割未満、乗車人員が2人未満という見直し基準では、ほとんどの路線が見直し対象であり、生活交通の会議で示されるのは、便数を減便するという改善案ばかりが示されるが、それでは根本的な解決にはならない。極端に言えば集落の再編を含め、将来に向けてどうしていくのか、総合的なまちづくりを見据える中で、生活交通を検討していかなければいけないと考えるので、そういった意図を行政経営改革大綱に掲載していただきたい。

会 長：行政経営改革大綱にどういった形での掲載がよいかということであるが、費用負担を減らし持続可能な体系整備を進める行政経営改革の視点がひとつ、もう一方は、ある程度の福祉的負担はやむを得ないという視点もある。

委 員：公共負担の守備範囲と会費制を含め市民がどこまで負担するなどの視点をどこまで大綱の中に盛り込んでいくかが重要であり、ただ単に委託料補助金を減らすという問題ではないと思う。

(2) 検討項目の審議について

(まちづくり基本条例の実践)

会 長：それでは、次の項目について事務局より説明をいただきたい。

資料23により事務局が説明

委 員：まちづくりの活動に一部の人だけが活動しているように思う。色々な活動がされているが、みんなが参加できていない状況であり、より多くの市民が参画できるようにならないといけない。

委 員：地域での課題、バスの問題にしても行政だけで方針を決定するのではなく、地域住民の声を聴いて進めていく体制が必要ではないか。

委 員：現在、実施している事務事業についても、協働の視点から検証を行うと、市民や団体と一緒に取り組んでもいい事業もまだまだあると思う。

委 員：まちづくり基本条例の条文はきれいにできているが、実情として、地域のイベントを行う場合も実行委員会メンバーとの繋がりにより、地元の企業が協賛金等で応援してくれていると思うが、これを市民と企業との関わりの観点から見ると、市民が買い物をする際、庄原市内の地元企業の店で買い物をしよう心がける必要があるのではないか。また、規制はできないかもしれないが、市の職員は、市民の税金で給料をもらっている以上、庄原市内に居住し、市内でお金を消費するべきではないか。

本当に協働のまちづくりを進め、みんなで庄原市を元気にしようというのであれば、これを意識しないと、商店はなくなり、働く場もなくなってしまうことになる。

委 員：具体的な対応(案)の(3)に話し合う場の設定とあるが、これでは弱いのではないか。

委 員：まちづくりについて、様々な活動をされている団体が沢山あるとわかったが、行政主導ではなく、そのような団体をネットワークで繋いで支援するのが、これから行政の役割であると思う。

また、資料に「市民の参画意識の啓発」とあるが、これは非常に大切なことである。

委 員：まちづくり基本条例は制定されたが、2年目に入っても具体的な動きがみえない。なぜ、できないのだろうとイライラしている。一例であるが、昨年、雪害対策として制度化した「雪下ろし補助金」について市が突然実施したが、このような事業こそ、正に雪害という課題に対しどのように解決するかということ地域や自治振興区に投げかけて、それぞれの主体がどのような役割を担うか議論をした後で、補助金が必要であるという議論になるのであれがいいが、その過程を飛び越えて実施するのであれば、まちづくり基本条例の趣旨を理解していないのではないか。

行政内部で施策の推進に関し、まちづくり基本条例の趣旨に沿っているかチェック機能を確立すべきである。また、地域で課題に対する各主体の役割分担等の検討ができるよう市民組織の「まちづくり委員会」のようなものを設置するなど具体的な対策を掲載するべきではないか。

(市民への適切な情報提供と参画機会の拡大)

(自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進)

会長：それでは、次の項目について事務局より説明をいただきたいが関連項目であるので、資料24及び資料25について一括して説明を願いたい。

「市民への適切な情報提供と参画機会の拡大」について【資料 No.24】及び「自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進」【資料 No.25】について事務局が一括説明

会長：当初88の自治振興区が再編され22となり、自治振興区間で取り組みに格差が生じるのではないかと懸念が生じていたが、解消されてきたのではないかとと思われるが、再編が地域のエネルギーを削ぐような形になってはいけないと思う。そのような点も含めて議論をお願いしたい。

委員：行政から色々な事業が提案され、自治振興区はとにかく忙しく、どこまでやればいいのかという気持ちになるので、その役割のルール化してほしい。

委員：協働のまちづくりと言われているが、自治会・自治振興区それぞれの役割や立場を明確にする必要がある。また、これから小さな市役所となり、行政サービスは限られ地域で課題を解決しなければならなくなるのであれば、まちづくりの推進する自治振興課の職員数は足りているのか、支所にも担当が配置されているが本庁との連絡係になっているように思う。答申には掲載できないかもしれないが市役所のまちづくりの推進体制を充実する必要があるのではないか。

委員：資料に調整を図るという表現が見受けられるが、例えば具体的な対応(案)の(4)の振興交付金の調整はどこ部署が行うのか。

事務局：振興交付金については、行政評価の中でこれについてご意見をいただき調整を行いたいと思う。2億数千万が交付されているが、配分基準などについて、皆さん御存知ないと思うので説明を行い、これは合併時に調整されたものであるが、その後、自治振興区の数も変化しており見直しが必要であると考えている。

委員：調整を図る前に地域や現場の声を聴くことができれば、まちづくりに繋がるのではないか。

事務局：現在考えているのは、まちづくりプランナー・モニターの意見を聴取し、パブリックコメント的なものも実施し、それらの意見を踏まえて議論することとしている。

委員：情報のバリアフリー化にも関わることであるが、市政懇談会での議論がその後、どのように活かされるのかが見えてこないのので、市民からテーマを示して行政と柔軟に意見交換できるような機会を設けてほしい。

事務局：現在、出前トークの制度があり、申し込みをいただければ、小グループでの結構であり、夜間、休日においても出向くことも可能であり、この制度を活用いただきたいと思います。現在、実績のみの資料となっているので次回審議会において、出前トークの概要について資料提供を行う。

委員：市民主役のまちづくりが浸透していないのではないか。全体的な仕組みを変えていくための具体的な対応策を掲載すべきではないか。例えば、広報紙では起債残高が減少したので財政状況が改善しましたという情報提供では、住民が主役のまちづくりは推進できないのではないか。情報を持っている行政がこの地域はどういった状況で、5年後このような状況になりますよ、どのような取り組みをしますかといった、自分たちで考えられる問題提起型の情報提供が必要である。

自立がキーワードであり、市民、各組織・団体が自立するかが重要である。

振興交付金の調整という表現は、いまの交付金の再配分というイメージが強く、極論であるが2、3年ゼロ円にして、本来どうあるべきか検討し、どれだけのお金が必要なのか、後からお金がついてくる、やり方をしないと住民主役のまちづくりは遠いと思う。

まちづくり基本条例策定時には策定委員会を設置されたが、現在は組織がなく、基本条例の進捗状況をチェックする組織が必要ではないか。

事務局：本来、まちづくり基本条例策定後に「市民の自立」等のキーワードに基づき実施計画などを策定し、具体的にどのような取り組みを行うかを定めたものがなく、作成する必要があったと感じており、早急に実施計画のようなものを市民と一緒に作成することを大綱に盛り込ませていただきたい。

会長：私がまちづくり基本条例策定委員会に携わった際に、まちづくりを推進する委員の設置について、文書でも示していたが実現していない状況である。

委員：事業を計画するとき金額から入る訳ではなく、何をすべきかを考え経費を計算し、財源が足りないということであれば、どうやって経費かけなくても可能かどうか市民を含めて考えていかなければ成り立たない。自治振興区についても多くの事業をして、それに対して補助金を交付するのではなく、各自治振興区が同じでなくてもそれぞれ特色のある事業を実施してもいいので、提案があったものに予算をつけ、それを考えないところには予算をつけないという明確な姿勢が必要である。

委員：出前トークといういい制度があるのを知らなかった。市は様々な情報を発信しているが、それは市民が必要としていない時は素通りしてしまう。市民には市役所へ来庁するのは敷居が高く、自分が必要としたときに的確な情報をキャッチできる、他市の「なんでもやる課」などの気軽に相談できる係のようなものがあればいいと思う。

委員：まちづくりをしたことの振り返りを市民に問いかけてみる必要があるではないか。

委員：市の職員が学校に出向いて、将来を担う子ども達にわかりやすく啓発をしてほしい。長野県や富山県では、保育所、小学校から教えており子どもが県民歌を歌える状況にあり、ふるさと教育が大切ではないか。

会長：まちづくり基本条例を策定する上で、小学生高学年が理解できるかどうか留意しながら策定している。

事務局：子ども向けのパンフレットも作成し、本年度モデル的に東城小学校において出前講座のような形で説明を行った。今後も継続して実施を行う。

委員：東城地域では、ふるさと賛歌という歌があり、小学生がふるさとを愛する非常によい歌であり、地域や親が伝えて行くことが必要であり、自治振興区や行政も推進しなければならない。

委員：次回の審議会で、自治振興区に交付している交付金や補助金の概要や内訳がわかる資料を提示していただきたい。

会長：それでは、本日の審議は、この程度に留め、これで会議を閉じたいと思う。

次回は、12月13日(金)に開催する。

4 . その他

- ・ 次回審議会 平成25年12月13日（金）午前10時から

5 . 閉 会